

## 平成20年度第1回 山梨県景観審議会 会議録

1 日 時 平成20年10月23日(木) 午前9時30分～11時20分

2 場 所 県議会議事堂地下会議場

3 出席者(敬称略)

(委員) 北村眞一 箕浦一哉 齋藤雅代 堀内洋子 山本育夫 中込紀子 市原文子  
雨宮健一 井上和夫 田辺篤 望月秀次郎 飯島朱美 赤岡和代

(事務局) 県土整備部長 県土整備部技監 美しい県土づくり推進室長 同室員(2名)

4 傍聴者等の数 6人

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 知事あいさつ
- (4) 委員紹介
- (5) 会長選出
- (6) 議事
- (7) 閉会

6 議題

- (1) 会長選出【公開】
- (2) 【公開】
- (3) 美しい県土づくりガイドラインについて【公開】

7 議事の概要

(1) 会長選出

北村委員が選出された。

(2) 会長職代理者の指名について

箕浦委員が選出された。

(3) 美しい県土づくりガイドラインについて

(議長)

美しい県土づくりガイドラインについて、事務局より説明願います。

(事務局)

(資料1及び2に基づいて説明)

(議長)

ご意見ご質問をお願いします。

(委員)

どのくらいの時間をかけてこのガイドラインを作っていくのかということと、各市町村との調整について伺いたい。

(委員)

2点質問があります。1点目は、このガイドラインの中のどこにも鳥獣害についての記述がないのは残念です。山の景、水の景、農の景においてシカ害などの鳥獣害を本気に考えることもこれらの大きな課題であると考えます。2点目は、山岳景観については林務行政も関係してくるが、県庁内での部局間での連携、協調はどうなっているのか。

(委員)

このガイドラインを作ること自体は良いことであると思うが、ガイドラインが目的化されて、これで終わりになってほしくない。作った以上は、ガイドラインが将来に向かって継承され、浸透していかねばならないと考えます。

(議長)

ガイドラインの策定期間について、市町村の景観計画との調整、シカ害をはじめとする鳥獣害対策などの他部局との連携や調整をどのようにしていくのか、ガイドラインで終わってほしくない、以上の点について事務局の見解をお願いします。

(事務局)

策定期間については、今年度に3回の審議会を開催し、ガイドラインを策定します。今回が第1回、12月に第2回、第3回を2月もしくは3月中に行いたいと考えています。

市町村につきましては、本審議会での細かい協議を経たうえで、今後反映していきたいと考えています。

鳥獣害の対策は庁内でも重要な問題であり、今後鳥獣害対策について、このガイドラインの中で今後どのように位置づけていくかについては検討していきます。

ガイドライン策定後のことについては、施策を含めて審議会の意見を聴きながら決めていきます。

(委員)

最近、愛宕町の裾野に高層のマンションが一軒建ちました。このマンションから歩いて2～3分の所は風致地区として3階建てまでしか建てられないなか、少々違和感があります。お城から山を眺めた時に、この高層ビルの景色は100年くらい変わらないと思うと、悲しい気持ちになります。

個人の住宅でも、玄関に入るとその人の住んでいる感性がわかりますが、山梨県のおもてなしは玄関である甲府駅から始まりますので、駅周辺の素晴らしい自然と環境については是非考えていただきたい。

(委員)

市町村の景観ガイドプラン(資料2)と今回作るガイドプランはどのように関連しているのか。

(事務局)

お手元の市町村ガイドプランは、過去に市町村が独自に策定したものを調査して、このガイドプラン策定にあたっての基礎調査という形でとりまとめました。先ほど、市町村と

の連携というお話もありました。まずは市町村がどういう考えで取り組んできたのか、各市町村でどういう景観特性があるのかということ調べるためにそのような資料を用意しました。あくまで控えの資料です。市町村で作られたのは合併前のものがほとんど全てですので、合併後の市町村の考えと異なる部分もあるので、合併後の市町村の考えとも調整を図りながらガイドプランを作っていきます。

(委員)

県の役割は大きく全体の市町村をコントロールすることであり、市町村はそれぞれの集落など細かいところをコントロールすべきであると考えます。

例えば、ガードレールの問題というのは全県というよりも全国的な問題です。ガードレールを変えるためには、国の基準が変わる必要がありました。道路もそうですが全国一律に規定されていますが、そのような中で、新たな提案を県には期待します。

(委員)

特定の場所の景観が良くなっただけではだめです。県全体として良くなる必要があります。例えば、ゴミ1つ落ちていないというのもよい景観であると思います。ある集落を何年前か前に訪れた方が、ゴミが1つも落ちていないことに非常に感動してくれました。このように、お金がかからなくても実現できる景観も多くあります。このガイドラインでもゴミの問題に少しでも触れてもらいたいと思います。

また、山梨県は日本の宝である富士山や南アルプスという景観があります。高層ビルはあまり建ててほしくありません。このガイドラインの中に、電車の窓から見る景色がすごくよいですよと書いてありますが、夜汽車が走る景色、あるいは朝から電車が走っている景色というのは見ているとすごく綺麗です。特に、雨がそぼ降る中、身延線の橙色の電車が来る景色なんかはものすごく綺麗に見えます。このような景色は、多分、訪れる人にとってもたいへんよい景色に映るはずですよ。

(議長)

次回までに高さ規制の資料を整理して頂いて、それを元にしてご説明頂くと、我々が考えなければならないことや、高い建物が建つ理由が分かってくると思います。

(委員)

今、景観という非常に広い概念で議論されていますが、この審議会で扱うべきなのはどこからどこまでなのか、最初に決めておかなければなりません。限られた人材、限られた資源でやらなければいけないわけですから、何でも全てやればよいというわけでもないの、それを全てこの審議会あるいはこのガイドラインでカバーしなければならないのでしょうか。

(事務局)

もう一度「ガイドラインの構成」をご覧ください。まずは第3章で景観形成の基本的な考え方について、地域毎に分けて景観の特性、課題、目標、方針を定めています。今後市町村が景観計画等を策定する時にはこういう方針で是非やって頂きたいという方向性をまずここで示したいと考えます。これは県土全体ではなく、できれば6つの地域に分けて示すという考え方です。次に、第4章において県としての方策をできるだけ具体的に書きます。ただし、県でできることできないことはありますので、場合によってはそのへんはこ

うあるべきだというような言い方になると思います。先ほど、役割分担ということでも整理しましたが、どうしても県でできないことということはあるので、その部分に関しては、市町村の部分は市町村、住民の部分は住民ということで整理します。

範囲につきましては、そういう整理をしながら取り組めるところはできるだけ取り組んでいきます。

(議長)

景観の範囲を明確にするべきではないかという提案であると思います。

(事務局)

景観の定義づけについてですが、一般的には見える範囲ということですが、今回のガイドラインにおきましては、20ページにあるように、「美しい景観を見つめる感性を育む」という部分も景観に含んでくるものと考えます。

(議長)

ベースの部分は目に見える視覚的な対象とし、発展していけば、人間の心やあるいは教育まで入ってくることになるということですね。

(委員)

我々NPOが活動する際には、活動の結果について、実際に改善や解決されているのかという評価や検証をしています。例えば、博物館活動について提案した時には、その改善案を出して、ミュージアム通信簿のようなものを作り、来館者に評価してもらいました。その場合は5点評価や5段階評価ではなく、記述式で評価してもらいましたが、それを全部公開するというのもしました。

ガイドラインを策定した後に、それを受けて、市町村や住民がまちを良くしていくということですが、その場合に、改善された点、改善されてない点などについての町の通信簿を付けることができると思います。町にとっても、プレッシャーになるかも知れませんが、良い意味でこのように切磋琢磨していかないとガイドラインも活かされないと思います。このようなことを、本ガイドラインの中に位置付ければ、策定後5年、10年経ったときにこのガイドラインが本当に活かされたのかとか、活きなかったのかが分かります。

また、このような検証の過程を通して町は元気になります。実際私たちがツアーしますと、事前に何回も取材に行き、住民の方に会い、歩いてもらいたい神社仏閣を見たりしますが、その時、1回目より2回目、2回目より3回目というふうに、メンバーが行く毎に町は綺麗になっていきます。そして、ツアー当日には、神社とか境内が全部綺麗になっています。また、町の方が頼みもしないのに漬け物を出してくれたこともありました。このような自浄作用が自然に起こります。こういうところまで含めて景観を整備していく発想がとても柔らかく、楽しいことでもあります。

また、我々は観光バスで実際町へお客さんをお連れしているが、大型観光バスが行けるかどうかは大問題です。ところが、県の方も業者の方も誰も情報を持っていません。業者の方は県内観光を余りやりませんから、分かりません。私達は事前調査をして、本当にトンネルが通れるのかどうか、大型で45人のお客さん連れて行けるのかどうか、ご飯食べる場所があるのかどうか、このようなことを毎回毎回一からやっています。景観の向こう側には観光があると思いますが、観光という視点に立ったときには、景観を壊さない範囲

での道路整備の問題が各論としてでできますが、この問題も是非、ガイドラインの中に位置付けていただきたい。

(議長)

通信簿制度は良いと思います。民間経営では顧客満足度などのいわゆるクレームが非常に重要であると位置付けられていますから、そのようなものを取り入れて行けるとよいと思います。もう一点、観光についてですが、これからの国民を上げての観光産業は重要です。観光の基盤をつくるのは景観だと思います。観光との関連についても、ガイドラインの中で重要性を位置付けていければよいと思います。

(委員)

観光という面からは、県外からの来訪者の観点も大きな要素になると思います。

また、県外からの来訪者も県内で生まれた方も、地元のことは案外知らないものです。県が考えている景観の後ろに観光があるならば、この場で議論するだけではなく、やはりみんなで実際の景観を視察する必要も感じました。

(議長)

審議会としても、一度、何カ所か現場を見てはどうかと思います。

(委員)

本委員の任期は2年間で、本ガイドラインの審議は2月までに終わるとのことですが、その後は、調査検証をこの審議会で行うのでしょうか。

(事務局)

本年度の主要目的はガイドラインを策定することです。その後は、本ガイドラインの検証や、県の公共事業、例えば橋を造る時に景観について皆さんのご意見を頂くというようなことも考えています。今日の意見を参考に、来年も審議会を開催して、いろんなご意見を頂く機会を設けたいと考えています。

(委員)

今までの話を聞いて、よい景観のためにすぐできることはゴミを拾うことだなと思いました。せめて自分の街や自分の廻りを綺麗にしていくことを、機会あるごとに話をして広めていきたいと思いました。

(委員)

本ガイドラインの性格つまり何のためのガイドライン、どういう狙いをしているのかというところをはっきりしないとよい議論にならないと思います。ガイドラインの1ページ目の一番下の段落の所に、ガイドラインの必要性ということがうたわれています。「本ガイドラインを策定することにより、現状の課題を明確にして、方向性と展開方策を示すことにより、各自治体において調和のとれた実効性の高い景観づくりを支援していくものとする。」とあることから、各自治体というのがキーになっているように読めます。そうすると、本ガイドラインのポイントは、各自治体にどう頑張ってもらおうのかということを狙っていると思いますが、この点を確認したい。

そうであるならば、どういうガイドラインを作れば各市町村の実際の現場に対して実効性のあるようなガイドラインとなるのかという点も議論の対象になると思います。県のお考えを教えてください。

(事務局)

今後の景観行政は市町村主体で行ってもらいたいと考えています。いくつかの市町村も景観計画の策定に着手しており、また計画に取り組みつつある市町村もあります。本ガイドラインを参考に市町村が景観計画を策定することを希望します。

(議長)

市町村に対してどういう支援方法が可能かについて、本ガイドラインに位置づけていけばよいと思います。

(事務局)

次回は12月18日木曜日の午前10時からでお願いします。場所については改めて通知します。

(委員)

資料については事前に頂けると、より充実した意見が出ると思いますのでよろしく願いいたします。

(事務局)

承知いたしました。